

平成十八年三月二十四日受領
答弁第一四六号

内閣衆質一六四第一四六号

平成十八年三月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出配偶者からの暴力（DV）問題についての外務省の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出配偶者からの暴力（DV）問題についての外務省の認識に関する再質問に
対する答弁書

一について

三か月間、俸給月額の十分の一を減給した。

二、四及び五について

御指摘の職員は、いわゆるI種職員であり、中国語を研修し、平成七年八月から平成九年四月まで国際情報局（当時）の参事官を務めた。この職員を御指摘の大使に任命したことは、外務省として妥当である
と考える。

三について

先の答弁書（平成十八年三月十日内閣衆質一六四第一一九号）四についてでお答えしたとおりである。

六について

外務省において、御指摘の事実が御指摘の者に伝えられたこと等は確認されていない。